

（名称及び事務所）

第1条

本会は、長球会と称し、事務所を長良高等学校野球部に置く。

事務所：〒502-0071 岐阜市長良西後町1716-1

（目的）

第2条

本会は会員相互の親睦促進、ならびに現役野球部員・現役父母会の支援、及び野球部の発展を応援していくことを目的とする。

（事業）

第3条

本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の親睦促進、交流のための活動
2. 野球部に対する財政支援
3. 各種大会の応援
4. 広報活動（各種大会の予定・結果報告、行事案内等）
5. OB 親睦試合の実施
6. その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員 構 成)

第4条

本会の会員は、昭和24年度以降「長良高等学校野球部」に在籍していた
卒業生をもって構成する。

(顧 問 等)

第5条

本会は顧問等を置くことができる。

1. 名誉会長 1名

顧問 若干名

相談役 若干名

2. 名誉会長は前会長とする。

3. 顧問は現部長、現副部長、現監督とする。

4. 相談役は元部長、元副部長、元監督、元会長及び役員会の推薦のあ
った者とする。

5. 顧問等は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるこ
とができる。

(役員)

第6条

本会は次の役員を置く。

会長 1名

副会長 4名以内

事務局長 1名

会計 2名

監事 2名

代表幹事長 1名

(選任)

第7条

1. 会長及び副会長の選任は総会で決定する。
2. 事務局長、会計、監事は、会長の指名により決定する。
3. 代表幹事長は、代表幹事の互選により幹事から選出する。
4. 代表幹事（卒業年次3期毎に1名選出）は、幹事の互選により選出する。
5. 代表幹事は、他の役職を兼ねる事が出来る。
6. 相談役は、会長が委嘱する。

（役員の任務）

第8条

1. 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐する。
2. 副会長2名は、委員会及び事務局を担当する。
3. 事務局は会務の企画及び執行をする。
4. 会計は金銭の出納その他の業務をおこなう。
5. 監事は本会の会計及び業務執行を監査する。

（任期）

第9条

役員の任期は2年とし再任は妨げない。欠員により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

（役員会）

第10条

役員会の構成メンバーは第6条に定めたものとし、会長が必要に応じて召集し、会を主宰する。役員会の審議事項は次のとおりとする。

1. 事業計画の決定及びこれに伴う予算の決定
2. 決算の承認
3. 規約の改正
4. 予算執行の管理
5. 委員会の設置
6. 緊急を要する事項

（総会）

第11条

総会は、役員会の議決により開催日を決定する。また、臨時総会は必要に応じて会長が召集する。会の規約の変更やその他の重大な決議を要する場合は総会にはかるものとする。但し、緊急を要する事項は、役員会の決議によりこれを執行し、次回総会にて報告して承認を求めるものとする。

（事務局及び委員会）

第12条

1. 本会は、その事業の執行に関し、事務局及び、必要に応じて委員会を置くことが出来る。
2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、役員会において定める。
3. 委員長は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(会 計)

第 1 3 条

本会の運営に必要な経費は、会員により納入される会費をもって充てる。

本会費は年額 1 口 1,000 円とし、3 口以上の協力を要請する。また、毎年 6 月末日までに本会の口座に送金する。

(会 計 年 度)

第 1 4 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日とし、年度毎に収支決算をおこない、会計監査を受けなければならない。

(雑 則)

第 1 5 条

1. 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて役員会の議決により定める。
2. 会員は監督及び部長の要請がない限り、選手に指導をおこなわない。

附 則

この規約は平成21年5月31日より適用する。

この規約の第3条及び第6条を改定し、平成22年7月4日より適用する。

この規約の第5条を改定し、平成23年7月3日より適用する。

この規約の第1条を改定し、平成28年7月2日より適用する。

この規約の第1条を改定し、平成29年4月1日より適用する。

この規約の第11条を改定し、令和8年6月27日より適用する。